

—165)。

・破綻した金融機関に関する検査報告書等のうち承継金融機関に関する情報を示していると考える余地のない数値など客観的な指標に関する情報（破綻金融機関の法的処理が終了した段階のもの）(14-175)

・障害者雇用率未達成企業一覧に記載された会社名等 (14-345)

・技術提案書類のうち技術名の記載部分 (14-458)

・投書・請願等整理簿の「発信者（住所・氏名又は名称）」欄に記載された請願書提出者の氏名等 (14-521)

注：税務調査に対する意見、規制緩和に対する意見であり、誹謗・中傷を受けるおそれのあるようなものではないとされた。

・国の訴訟代理等に関する文書のうち選任弁護士に対する報酬額が記載された部分 (15-41)

・訴訟代理人弁護士の報酬額 (15-独 16)

・住宅団地内一般清掃作業請負契約書のうち契約相手方法人の名称等 (15-独 29)

・閑税評価相談の記録等 (16-21)

・地方公共団体と密接な関係を有する特定公益法人が提出した時間外労働・休日労働に関する協定届 (16-285)

・医療用具製造承認申請書に添付された特定医療器具を分解した際の状態図 (17-154)

・医薬品販売業者等が納入する医薬品の見積書に押捺された法人の印影（東京地裁 H17.11.10 判決 17 (行ウ) 74・東京高裁 H18.11.29 判決 17 (行コ) 315)

注：見積書に押捺された法人の社印や代表者等の副印は、代表者の登録印や銀行取引印とは異なり、印影が第三者の手に入ることによって偽造されるおそれはそれほど高くないことを考えると事業者の正当な利益が損なわれるおそれが客観的に認められるということはできないとされたもの。

(参考) 奈良県食料費公開請求事件・最高裁 H14.9.2 判決

「印影については、一般的には、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、・・・自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべき・・・しかしながら・・・事業者がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれると認められることにはならないというべきである。」

・営業免許申請に添付された銀行免許取得前の特定会社にかかる株主総会議事録、その関係資料等に記載されたもののうち、会社の登記簿謄本その他で既に開示されている資料から自明である情報等 (18-506)

・医療センターにおける院内清掃の請負契約書に記載された契約金額 (18-独 26)

注：WTO協定に基づき、落札者の名称、落札価額等は公示しており、競争入札制度では、落札者と契約者及び落札価額と契約金額は通常同一であり、現に同一となっていることから実質的に既に公になっていると判断されたもの

③著作権法 18 条 3 項 1 号の「別段の意思表示をした場合」に当たり、2 号イに該当するとされた例

・財団から記念館の展示企画の委託を受けた特定法人が作成した御料儀装車の実測図 (18-109)

注：法人から自己の公表権を根拠に開示を望まない意思表示を受けていたもの

3 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件

「付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(口)

行政機関が保有する「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」の中には、当該法人等又は個人が本来は内部情報として外部に提出すること等を欲しない性質のものではあるが、行政施策等の必要上、提供することを要請され、公にしないとの条件で任意に提供されたものも含まれる。

本号は、このような情報のうち、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

なお、当該情報が公にされることとなると行政機関が必要な情報の収集ができなくなり、事務又は事業に支障が出る場合は、別途、第6号の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

(1) 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

法令に基づく報告又は提出の命令に基づいて提出したものは「任意」ではないため本号には含まれないが、行政機関の長が当該報告徴収権限等を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出することを求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請があつたので情報は提供するが公にしないと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

法人等又は事業を営む個人と行政機関との間で公にしないとの合意があれば、当該合意の基に提供された情報はすべて不開示情報として保護される訳ではなく、当該条件を付すことが「合理的」なものでなければならない。

合理的であるか否かについては、「通例として公にしないこととされている」かどうかなど当該情報の性質、当時の状況等に照らして判断する必要がある。

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていいことだけでは足りない。

「当時の状況等に照らして」とは、基本的には当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合など、開示決定等の時点で公にしないことの合理性を判断する必要があるものもある。

参考答申等

- ①「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当しないとされた例

- ・労災の再発防止対策書（14-483）
 - ・国有財産売買契約書（15-166）
 - ・航空機衝突防止装置の作動時に運航者が提出する報告書（15-724）
- ②「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するとされた例
- ・財団法人の一部事業の民営化に関する文書のうち譲渡価額算定依頼先に関する情報及び従業員の引き継ぎに関する情報（15-19）
 - ・総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報（電力各社等の現在又は今後の取引等に支障を与えるおそれがある情報）（14-123）
- ③「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当しないとされた例
- ・総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報（電力各社等の現在又は今後の取引等に支障を与えるおそれがない情報）（14-123）

第4 第5条第3号

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本法においてもこれらの利益は十分に保護する必要がある。

そこで、行政機関法では、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を、独立行政法人等法では、事務又は事業の適正な遂行の観点から国の安全が害されるおそれ等がある情報を不開示情報とすることとした。

1 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

2 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各國の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

3 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

4 「・・・おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我

が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが適当と考えられることから、このような規定としたところである。

本号の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断されることになる。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・特定の情報源：情報提供者からもたらされた情報（13-21、15-712）
- ・日本の金融行政に関する外国政府関係者の意見が記載された文書（14-108）
- ・首脳会談に関して記録した文書のうち、相手側の対応や理解度、相手側に対する評価などを記録した部分（14-134）
- ・二国間会議の記録

注1：特に近年行われたものについては、当該記録をそのままの形で公にすることは行われていないと認め、部分開示も否定している（14-339）が、近年でなくとも記録の内容により不開示となることが多い（14-135）。

注2：国際機関の長との会談等にも準用される。

- ・他国等が同一の案件につき開示等を行っている場合のわが方保有文書（14-135、16-537）

・対外的に秘匿すべき情報として取り扱うことが関係国等との共通理解になっている場合の公務員の氏名（14-360）

注：公務員の氏名は、公にすることが予定されている情報（法5条1号ただし書イ）である場合があるが、係る場合であっても3号から不開示に該当する場合がある旨示されている。

- ・電信システム内部の処理・管理に係る情報（但し1985年10月以前のものを除く）（15-131）

・我が国在外公館の査察報告書本文（「査察実施者」「査察対象在外公館名」及び「査察実施時期」を除く）及びフォローアップ関係文書本文（事務処理に係る形式的事項の記載部分を除く）（15-768～777）

・博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書のうち、国際博覧会の投票行動に関する情報（15-224、225）

・内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書における各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに記載された支払金額および支払先の取扱者名の各欄の記述部分（15-448）

・二国間会談等に際し、わが方が作成した対処方針、発言応答要領等（16-425、428、17-150）

・条約に基づく水域保安規程及び付属書等（17-493）

・BIE（博覧会国際事務局）説明資料（名古屋高裁15（行コ）54（H17.3.17判決）、最高裁17（行ツ）207、17（行ヒ）222（H18.11.24決定））

注：当該説明資料は、BIEとの実務協議の際の説明資料として作成されたもので、BIEから非公開とすることが要請されていると考えられ、これを開示すればBIEやその加盟国等のわが国に対する信頼を損なうおそれがあるとの判断

には相当の理由があるとされた。

②該当しないとされた例

- 一定の期間経過等がある、他国政府との協議記録等 (15-131)

注：本件は、一定期間経過に加え、対象文書の中に、他国政府側が「日本側において公表されて差し支えない」との見解を示した旨明記されたもの、我が国国内で開示することを目的とした情報収集に関するもの、他国政府側の基本的な対応姿勢についての表明及び事実関係の客観的な説明にとどまるもの、別の行政文書を送るという趣旨の記載があるに過ぎないもの等が含まれていること等を総合的に勘案し、該当しないとされたものである。

- ・博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書のうち、客観的な事実の経緯・概要や計量化された統計的な数値、既に公表された事実が記載されたもの (15-224、225)

- ・主要国首脳会議出席の係る文書（在外日本大使館以外の債主名、その振込先の金融機関名・店舗名、預貯金種別及び口座番号を除く。）(15-275～280)

- ・内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書の表題、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額及び翌月繰越額が記載された部分並びに支払年月日、使用目的及び備考の欄の記載部分 (15-448)

- ・記者ブリーフ資料におけるブリーフナーの氏名及び官職であって、ブリーフイング当時に公表慣行があるものであり、かつ、記者ブリーフ後長時間を経過したもの (15-786、16-7、8)

- ・BSEに関する技術検討会で検討された諸外国のBSEステータス評価に係る国名等 (17-511)

注：牛肉等の輸出国別にBSE発生リスクを評価することがこの検討会の目的だったこと、諸問庁が国会答弁において、アメリカ等に対しステータス評価に必要な情報を収集するため、質問票を送付したことを明らかにしていることからすれば、国名等については、議事録中で既に開示されている検討会出席者の発言内容からおおよそ推測が可能であると認められることから、公にしても相手国との信頼関係が損なわれるおそれがないとされた。

303

- ・内閣総理大臣から国防会議に対して諮問があった事実を記載した文書 (17-501)

- ・2005年日本国国際博覧会登録申請書（名古屋高裁15（行コ）54（H17.3.17判決）、最高裁17（行ツ）207、17（行ヒ）222（H18.11.24決定））

注：上記登録申請書は、作業過程にある作業用の内部文書ではなく、博覧会国際事務局総会において加盟国による承認を得て公になった文書であるから、これを公にすることにより当該事務局との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの判断は著しく合理性を欠いているとされた。

第5 第5条第4号

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

国の安全等に関する情報と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、行政機関法では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を、独立行政法人等法では、事務又は事業の適正な遂行の観点から公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報を不開示情報とすることとした。

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留